

國學院大學學術情報リポジトリ

資料紹介

國學院大學宮地直一コレクション『御水精之記』
付、同河野省三博士記念文庫「春日水精記」「春日
社本迹御影記」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 大東, 敬明 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001987

資料紹介 國學院大學 宮地直一コレクション『御水精之記』

付、同 河野省三博士記念文庫「春日水精記」「春日社本迹御影記」

大東 敬明

要旨

本稿は、『春日水精記』と同内容である國學院大學宮地直一コレクション『御水精之記』を翻刻し、解題を付して紹介することを主眼とする。また、あわせて同資料に関連する河野省三博士記念文庫『春日社記類』所収「春日水精記」及び、春日曼荼羅に関わる資料である「春日社本迹御影記」についても、翻刻し、解題を付す。これらはいずれも春日社頭を浄土とみる春日浄土観や、その思想を絵画として表現したと考えられる春日曼荼羅に関連する資料である。

『春日水精記』は、春日社を、一切の衆生を望みの如く助けようとの契約によって立てられた霊地であるとする。その成立は『御水精之記』の奥書から十六世紀初頭以前と推定される。『春日社記類』所収の「春日水精記」は「春日権現験記」との関連を示唆する。また、「春日社本迹御影記」は興福寺一乗院所蔵の春日曼荼羅の図様を示したものであり、MOA美術館や静嘉堂文庫が所蔵する春日曼荼羅の図様と一致する。さらに、それに対して諸文献を用いて註を付し、祭神および春日社研究に用いている。

キーワード

春日信仰、春日曼荼羅、御水精之記、春日水精記、春日社本迹御影記

はじめに

本稿は、國學院大學伝統文化リサーチセンターにおいて、宮地直一コレクションを調査・整理する過程で見出された春日信仰、とりわけ春日浄土観に関わる資料である『御水精之記』を翻刻し、解題を付すことを主眼とする。

この『御水精之記』は、天理図書館等が所蔵する『春日水精記』と同内容である。

また、あわせて『御水精之記』に関連する河野省三博士記念文庫（河野文庫）『春日社記類』所収「春日水精記」（以下、河野本）及び、春日曼荼羅に関わる資料である「春日社本迹御影記」についても、翻刻し、解題を付す。

これらはいずれも春日社頭を浄土とみる春日浄土観や、その思想を絵画として表現したと考えられる春日曼荼羅と関連する資料であり、春日信仰史や

南都における神祇信仰史の一端を示す資料であると考ええる。

〔解題〕

一、『御水精之記』

・書誌

外題、なし。内題、「御水精之記」。タテ・一五糎、ヨコ・七・八糎。折本（十折）。一面、三行。字高、一二センチ。表紙、藍色表紙（改装）。付訓、返り点あり。

1、宮地直一コレクションにおける位置

宮地直一は、自身の蔵書を分野ごとに整理していた。そのうち、各地の神社史料については、神社や信仰ごとに分類・整理されている。現在、宮地の蔵書は、國學院大學伝統文化リサーチセンターにおいて、和装本を中心に調査・整理を行っており、宮地自身による分類や、本の並びを崩さずに行うよう、配慮している。

宮地直一コレクションのうちには春日社や春日信仰に関わる資料群もあるが、『御水精之記』は、それとは別に、中臣祓に関わる小型の折本の一群に含まれる。これは、内容による分類ではなく、小型の折本という形態によって分類されたものであろう。

2、宮地直一の春日社研究

宮地直一は春日社について、「春日と大神」〔歴史地理〕一四卷一号、明治四十二（一九〇九）年、「春日祭濫觴考」〔全国神職会々報〕一三〇号、明治四十二年、「春日神社の成立」〔歴史と地理〕一四卷一・二号、大正十三（一九二四）年、「春日神社の由来」〔神社協会雑誌〕二三年六・七号、大正十三年、「春日神社論」〔寧楽〕一一号、昭和四（一九二九）年の論文を執筆している。これらの多くは、『宮地直一論集四 八幡宮の研究・春日神社の研究』〔蒼洋社、一九八五年〕に収められている。

春日社に関わる論文において、宮地は春日社及び春日祭の起源について多く述べているものの、中世以降の展開については、多くを述べておらず、本稿で紹介する『御水精之記』は用いていない。

このほか、宮地は『春日神社文書』第一卷（春日神社社務所、昭和三（一九二八）年）に「序」を書いている。これによれば、宮地は明治四十二年の早春と大正十（一九二二）年の秋の若宮の正遷宮の際に春日社を訪れて調査を行っている⁽¹⁾。『春日大社年表』を参照すると、明治四十二年に訪れたのは二月二日であり、大正十年十月二十一日の項には「夜、若宮正遷座祭に宮地直一内務省考証官参列⁽²⁾」とみえる（ともに「社務日誌」を典拠とする）。

論文の発表も、昭和四年に『寧楽』に執筆していることを除けば、明治四十二年と大正十三年に集中しており、この春日社の調査と論文の執筆との関連を想定することもできよう。

宮地の春日社調査に関連して興味深いのは、同じく『春日神社文書』第一卷「序」に「又興福寺の方丈にうら寒い一日を過して、春日大明神影向の由来や法楽の次第を聴き⁽⁴⁾」とあることである。このことから、宮地の神社調査、広く言えば神祇史は、少なくとも仏教の立場からの神祇信仰を排斥するものではなかったといえる。

このほか、宮地は『大祓詞註釈大成』に「中臣祓 春日社家大東家本」の解題を執筆しているが、この調査年などについては明らかではない⁽⁵⁾。

3、『御水精之記』の内容

『御水精之記』は、先述の通り『春日水精記』と同内容である。それは、春日社の社頭は「一切の衆生を望みの如く助けよう」との契約によって、立てられた浄土であるとし、春日社（大宮・若宮）の祭神の本地である釈迦如来（第一殿）、薬師如来（第二殿）、地藏菩薩（第三殿）、観世音菩薩（第四殿）、文殊菩薩（若宮）の利益を説き、参詣したならば現身より成仏を得るとする。『春日水精記』は阿部泰郎によって天理図書館本が紹介された。阿部は、同書の中世の春日信仰を平易に説くものとし、

社壇を目前の「凡夫の浄土」として拝し、参詣によって悪趣を脱し現身成仏できるという唱導は、春日講において講式と春日曼荼羅がいまつて創りだしていた世界観をも、率直に表明するものであったといえよう⁽⁶⁾。として、『春日水精記』と春日曼荼羅とを積極的に結び付けて解釈している。

森本仙介は十六・十七世紀における春日欄宜の神道研究との関わりから、中世における春日浄土観を典型的に謳いあげたテキストとして知られる保井文庫蔵『春日水精記』は奥書によれば天正五年（一五七七）に西屋本を書写したという。西屋とは春日社における興福寺僧の参籠・祈禱所

であった五箇談義屋の一つである西新談義屋のことであり、本書も恐らく興福寺僧によって室町時代後期に作成されたものであろう。「右此本ハ社中左馬藏^{ヨリ}出る也」とあることから社家の間でも流布していた書物であることが知られる⁷⁾。

とし、阿部の挙げた天理図書館本(旧保井文庫本)のほか、京都大学文学部蔵一乗院文書本(東京大学史料編纂所蔵影写本)があることを指摘する⁸⁾。本稿で紹介する『御水精之記』や河野本は、管見の限り、これまで言及されていない資料である。

両本(『御水精之記』・河野本)の特徴としては、阿部・森本の取り上げる天理図書館本、あるいは森本の指摘する京都大学文学部蔵一乗院文書本は、漢字平仮名交じりで書かれているのに対して、漢字片仮名交じりで書かれていることがあげられる。

この違いの意味するところについては、より多くの諸本を比較した後に、言及すべき問題であり、ここでは違いを指摘するにとどめたい。

奥書に目を向けると、まず、管見にふれた諸本すべてにみえる「弘仁十四年」の本奥書がみえる。この弘仁十四(八二三)年は、仮託とみてよいと思われるが、その意図するところは、明らかではない。

次いで永正十一(一五二四)年十二月一日、永祿二(一五五九)年八月六日(「利長」なる人物については明かにしていない)に書写され、本資料は天正十二(一五八四)年五月一日に書写されたものである。天理図書館本が天正五年の書写であるから、それより半世紀以上も遡る奥書を有しているといえる。

すなわち、『春日水精記』(『御水精之記』)は十六世紀初頭にはすでに成立していたと考えることができよう。

二、『春日社記類』所収『春日水精記』(河野本)・『春日社本迹御影記』

1、『春日社記類』について

『春日社記類』は、「春日神社記 改正」「春日若宮御神託」「春夜神記」「春日水精記」「春日社頭記」「藤原守聖春日明神靈託」「春日社本迹御影記」「衆徒家記拔書」を合写・合綴したものである⁹⁾。本稿では翻刻しないが、「藤原守聖春日明神靈託」は秀能井守聖・神守が天正・慶長年間にうけた春日大明神の夢想を記したもので、薄泉の著した『春日山紀』巻五(安永八(一七七九)年刊)に引用されている資料である。また、この秀能井一族は、代々吉田家より神道伝授を受けており、中近世移行期の春日社をめぐる言説や儀礼の一端を知ることができる資料として興味深く、稿をあらためて紹介することとしたい。

2、『春日水精記』(河野本)について

本資料の内容については、『御水精之記』の項で述べたので、再述しない。河野本において注目されるのは、本文の末尾に「春日権現験記伝写ノ末ニ有本書ス之ヲ故記ス」とある点であり、『春日権現験記』(『春日権現験記絵』)と『春日水精記』との関わりを示唆する。さらに、『春日権現験記絵』巻二十には、

随心浄処即浄土所なれば、我神すでに諸仏也。社壇あに浄土にあらずや。しかれば、浄瑠璃靈鷲山やがて瑞籬の中にあり。補陀落清涼山なんぞ雲海の外にもとめむ¹⁰⁾。

として春日社頭を浄土とみており、『春日水精記』にも「カル親リナル凡夫ノ浄土へ参ラズシテ、何ソ神国ノ外ニ、浄土ヲ願ンヤ」(河野本)として、同文ではないが、共通する思想がみえる。詳細はあきらかではないが、少なくとも『春日水精記』と『春日権現験記絵』を関連するものとの考えは存在

したとみてよいであろう。

3、「春日社本迹御影記」について

本資料には「春日社本迹御影記并衆徒家記抜書」とあって、「衆徒家記抜書」と合写されて伝わったものであるが、本稿では「春日社本迹御影記」のみ紹介する。

「春日社本迹御影記」は、「一乗院宮春日本地垂之画像記」との別名を持つことから、興福寺一乗院が所蔵していた春日曼荼羅の図様を示すものであると考えられる。川村知行は「春日浄土と春日曼荼羅」において、春日曼荼羅の思想的背景に「中世南都の春日浄土観は、以上のように教学的には、彼岸浄土Ⅱ本地と此岸浄土Ⅱ垂迹の並存を特徴としている⁽¹²⁾」とし、阿部泰郎も先述のとおり、『春日水精記』と春日曼荼羅及び春日浄土観とを積極的に関連づけている。

これらの指摘は、中世の春日社をめぐる儀礼や参詣の在り方、すなわち春日曼荼羅がどのように用いられ、荘嚴されたのか、あるいはその儀礼執行にあたって、どのような次第が用いられたのか、参詣に誘う先達たちは、社頭への道行きや境内をどのように説明したのか、と関連するものである。特に先に紹介した『春日水精記』は、参詣へと誘うための言説である。このことから、春日曼荼羅、春日浄土観をめぐる言説は多角的な検討を必要としており、本稿において筆者は、これらについて言及する用意はなく、他日の業としたい。本稿は、むしろ、それらを考えるための材料を、提示しようとするものである。

さて、本資料では、一重、二重として春日社内社の本地仏と祭神の像様を挙げ、次に各社の名称を挙げる。一重、二重と記されることから、宮曼荼羅の図様を上から順に挙げたものであろう。それを模式的に記せば次のようになる。

一重		二重	
不動	手力雄	薬師	水屋
聖観音	若宮	文殊	
釈迦		武雷槌	
地蔵	三宮	薬師	二宮
十一面	四宮	弥勒	三十八所
虚空蔵	紀社	毘沙門	枝本翁
不空羂索			

ここから想起されるのは、MOA美術館所蔵「春日宮曼荼羅」⁽¹³⁾、静嘉堂文庫所蔵「春日曼荼羅図」⁽¹⁴⁾である。両者は同じ構図であり、最上段に春日社第一殿（一宮）の本地形（釈迦と不空羂索）と垂迹形、第二段に第二殿（二宮）・第三殿（三宮）・第四殿（四宮）・手力雄・水屋等の本地形と垂迹形を描き、その下に春日社頭の様子を描く。垂迹形と本地形を描くうち、第一殿「武雷槌」と、「若宮」にそれぞれ、二種の本地を描く点に特徴がある。さらに、これらの春日曼荼羅に描かれた神仏の像様と本資料の記述を比較すると一致している。

次いで、この社頭図に描かれる社には、それぞれ貼り紙をして社名が示される。本資料においても、「小社之傍」に「記セル神号」として、各社の名称と位置が示される。

以上の点から、本資料が示す一乗院が所蔵していた春日曼荼羅とは、現在、MOA美術館及び静嘉堂文庫が所蔵する春日曼荼羅と同じ図様であったといえる。

4、註について

本資料は、本来は春日曼荼羅の図様を示すものであったと考えられるが、これに対して、註を施し、春日社の祭神や社頭を知るための資料として機能させている。これは、近世における春日社の祭神・神社研究の一端として行われたものと考えられるが、誰が行ったのかについては、明らかにしていない。今後、『春日社記類』全体の研究と合わせて行う必要がある。また、後半の社名を列記した部分において、△印は札に記された社名をあげることを示すと考えられるが、社名の横に付された○印の意味は、明らかにしていない。

註は「已上ハ廻廊ノ内ノ小社也、廻廊ノ外ニ在ス社ヲ外院ト云□「瑞籬ノ内」のように位置や、その名称に関わる註、「廿二社註式」ハ大宮四殿ヲ云ニ内殿」「廿二社註式」ニ云 聖観音「故ニ記ス聖観音」のように典拠を示して本文との異同を示す註の二つにわけられる。

そこで、以下、後者の註と典拠として想定される本文を挙げる。

・「廿二社註式」ハ大宮四殿ヲ云ニ内殿」

「廿二社註式」内殿ノ後、梅本明神又号梅本神「内殿坤方、岩本ノ神住吉

神是也。

・「廿二社註式」ニ云 聖観音「故ニ記ス聖観音」

「廿二社註式」になし。

・「社記及改正共」ニ云「多賀神社」

「春日社記」多賀社。内ニ金剛童子。

「春日神社記 改正」多賀神社 一前 伊弉諾尊 淡路国多賀大明神是也⁽¹⁸⁾

・「春夜記并」註式ニモト「忠隆金剛童子」

「春夜神記」御殿戊戌方御坐ハ忠隆金剛童子明神也⁽¹⁹⁾

「廿二社註式」其ノ西ノ座忠隆、金剛童子明神⁽²⁰⁾

・「△若宮瑞籬ノ内南方ノ小社、手力雄 △北方小社アレトモ神号ナシ」注式ニハ云「太玉命」

「廿二社註式」若宮御垂跡深秘之内院、手力辛雄神、太玉命⁽²¹⁾

・「社記」斥懸橋ニ云葛木、改正ニハ用懸橋ノ名ヲ為天ノ衣織女ノ神、大ニ異

「春日社記」、「春日大明神垂跡小社記」ともに該当事みえず。「春日大明神垂跡小社記」には「懸橋明神⁽²²⁾」とある。

「春日神社記 改正」には、「懸橋神社 一作梯一前 天衣織女命 諸神本縁記曰、懸橋明神織神御衣織女也、故号懸橋。」

・「依改正」若宮ノ南ナル故南宮ト云ト見ヘタリ、改正ヲ正トスヘキカ、而ニ註式社記ノ中、若宮ノ北ナル三小社ノ中社ヲ南宮トスルハ不可也」

「春日神社記 改正」には「○南宮神社 一前 金山彦神 一宮記曰、南宮社 中山金山彦 美濃國不破郡、日本紀神代上曰、且生火神軻遇突智

之時、悶熱懊惱因為吐、此化一為神一名曰金山彦、小社鎮座記曰、南宮明神、兵主明神西大松下禿造進居、同日也、兵主三上神社とあり、若宮の南の宮を南宮とする根拠は不明。南宮社は、現在も若宮社の北方に鎮座する。MOA美術館所蔵の「春日宮曼荼羅」には、若宮の南方に「南宮」と記される社がみえる。

「廿二社註式」外院自本社北、三所御坐、兵主明神、次南宮明神、次一童子明神⁽²³⁾

「春日大明神垂跡小社記」兵主明神。次南宮明神。其次一童子明神。三所。自本社北座⁽²⁴⁾」

以上のように「春日社本迹御影記」は、「廿二社註式」「春日社記」「春日神社記 改正」などを参照しつつ、註を付したと考えられる。「春日神社記 改正」が引用されることから、註は、それが成立した宝永元（一七〇四）年以降に付されたのであろう。

しかし、想定した典拠に該当本文の見えるものもあったが、見えないもの

もあり、今後、典拠と想定される文献の諸本を含めて、更なる探索が必要であらう。

以上のことから、本資料は、春日曼荼羅及び近世における春日社研究に關わる資料として興味深いものであるといえる。

註

- (1) 宮地直一「序」『春日神社文書』第一卷（春日神社社務所、一九二八年）、三頁。
- (2) 『春日大社年表』（春日大社、二〇〇二年）一〇七頁。
- (3) 註(2) 掲書、一一〇頁。
- (4) 註(1) 掲書。
- (5) 宮地直一と『大祓詞註釈大成』との関わりについては、拙稿「宮地直一コレクション」と『大祓詞註釈大成』——企画展「文獻にみる祓の世界」の報告」（『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、二〇〇九年）で述べた。
- (6) 阿部泰郎「神道曼荼羅の構造と象徵世界」（桜井好朗編『大系…仏教と日本人1 神と仏』春秋社、一九八五年）三五六頁。
- (7) 森本仙介「『元要記』の成立とその背景をめぐって——一七世紀、春日權宜による神書制作の一端——」（『神道宗教』一七五号、一九九九年）六〇頁。
- (8) 註(7) 掲森本論文、七三頁。
- (9) 書誌については、國學院大學日本文化研究所編『河野省三記念文庫目録』（錦正社、平成五年）、一四二頁を参照。
- (10) 註(7) 掲森本論文、六一—六三頁。
- (11) 『春日權現驗記絵』（神戸説話研究会『春日權現驗記絵 注解』和泉書院、二〇〇五年）、二三四頁。なお、『春日權現驗記絵』の同部分は、貞慶の「春日御本地釈」に酷似していることが指摘されている（近本謙介「『春日權現驗記絵』成立と解説房貞慶」『中世文学』四三、一九九八年、七四頁）。
- (12) 川村知行「春日浄土と春日曼荼羅」（『美術史研究』一七冊、一九八〇年）五六頁。
- (13) 春日社の事例ではないが、参詣とそれに付随する言説を示すものとして興味深いのが、河野文庫『神道門前法則・三種神祇之事』所収「二所参詣口決」である。

これは、小田原を起点として、箱根・伊豆両所權現と三嶋社をめぐる二所三嶋参詣に關わる中世の口決であり、神宮文庫（久邇宮家下賜）『二所参詣大事』や『佛神一鉢灌頂鈔』と關わる資料であると考えられる。

「二所参詣口決」には、参詣に際してたてられるオハケについて「御ハケハ御墓也」、先達については「先達ハ六道能化ノ地藏菩薩云也」、参詣の道行きは「惣シテハ（小田原）尾タハラヨリ陽本迄テハ十里成ル、爰ハ十界ヲ表ル也」と説明する。このような言説が、聖地や参詣に宗教的意味を与え、浄土や地獄などを現世に表出させる機能を果たしていたのであろう。春日社については、阿部泰郎の註(6) 掲論文が同様の視点に立つものであるが、その後の研究の進展で見出されたものをふまえて、再検討する余地も残されているよう。

なお、二所三嶋参詣の言説については、阿部美香「翻刻紹介『佛神一鉢灌頂鈔』」（『昭和女子大学大学院生活機構研究紀要』一五号、二〇〇六年）、同「二所三嶋参詣と縁起——『佛神一鉢灌頂鈔』から——」（『伝承文学研究』五五号、二〇〇六年）を参照した。

- (14) 奈良国立博物館編『特別展展示図録 神仏習合——かみとほとけが織りなす 信仰と美——』（奈良国立博物館、二〇〇七年）一六七頁を参照。
- (15) 『静嘉堂文庫創立百周年・新美術館開館記念 優品展』静嘉堂文庫美術館、一九九二年、作品番号一三番を参照。
- (16) 「二十二社註式」（『日本庶民生活史料集成第二六 神社縁起』三一書房 一九八三年所収「二十二社式（二十二社記）」）四四〇頁。
- (17) 『春日社記』（『群書類従』第二輯 続群書類従完成会、一九三二年）五八頁。
- (18) 『春日神社記 改正』（永島福太郎校注『神道大系 神社編 春日』神道大系編纂会、一九八五年）二二三頁。
- (19) 『春夜神記』（註(18) 掲書）一八六頁。
- (20) 「二十二社註式」（註(16) 掲書）四四〇頁。
- (21) 「二十二社註式」（註(16) 掲書）四四一頁。
- (22) 『春日大明神垂跡小社記』（註(17) 掲書）六二頁。
- (23) 『春日神社記 改正』（註(18) 掲書）二三八頁。
- (24) 『春日神社記 改正』（註(18) 掲書）二三八頁。
- (25) 「二十二社註式」（註(16) 掲書）四四一頁。
- (26) 『春日大明神垂跡小社記』（註(17) 掲書）六一頁。

【翻刻】

【凡例】

・翻刻にあたっては、適宜、字体を改めた。

・『御水精之記』『春日社本迹御影記』の読点は私に付した。

・行取りについては、次の通りである。

『御水精之記』は、紙幅の都合上、本文の改行箇所を／で示した。

『春日水精記』は、底本通り。

『春日社本迹御影記』は、紙面の都合上、一部行を改めた箇所がある。

・朱註は「」で示した。

・宮地直一コレクション『御水精之記』

御水精之記

夫天然靈鷲山者、釋迦／如来出世成道之内証説イテ、／一代願満之處トシテ、
薬師、／文殊、観音、地藏等之／悲願深ク御座マス、最勝之／尊ヲ為レ首、無数
之諸仏ノ浄土タリ、大日本国春日ノ山者、五仏垂跡之和光ノ靈地而、一切万神
慈悲ノ万行之恵擁護而、一切衆生如ク望ノ助賜ント、御契ノ約ニ依テ被レ被ニ
立置「靈地也、／西方浄土十萬億土尋テ而至ンモ遙也、南方無垢之／土モ八
万余里之蒼海ヲ渡レリ、是レ又遠キ境也、然而／此ノ春日山者無厭苦ノ欣寂究
竟安樂之刹ノ土□泰クモ法性安樂之仏ノ界去テ而、一惑未断凡ノ穢ノ樹下ニ、
社壇現ハシテ而、／立所ニ本有ノ都ヲ拜給ヘリ、／又三笠山ト名付クル故、如何トナレハ、
凡夫ノ三毒三惡趣其ノ儘ノ陰而、唯本覺之作レ資、／御助ケニ預カル為ニ内証、
笠者ノ物陰得益ナレハ、然ルニ云、去レハ当ノ山ニ詣テ、鳥居之内ヲ為レ踏者ハ、
／再々三惡趣ニ不レ可帰サル、三毒モ／則滅シ、惡趣ニモ不レ被レ帰サ者ナリ、／乍
ニ凡夫ノ和光同塵之恵ミニ与テ、從ニ現身一得ニ成仏一、／而五社本地釋
迦如来之／内証利生ニ与テ、天上ニ昇リ王ノ宮ノ住居ヲ可シ得、薬師如来之／

利益ヲ蒙テ者、无病快樂ニシテ而、／寿命長生ナルヘシ、地藏利生依ノ者、善道ニ
万ノ人ヲ引キ入ル利益ヲ可／施ス、観音ノ利物ニ与テ者、福聚ノ無量ナルヘシ、文殊ノ利生
ニ由テハ、惡ノ事ヲ厭心ヲ持智恵自可シ有、有斯親凡夫ノ浄土ヘ不シテ
參而、何ソ神國ノ外ニ浄ノ土ヲ求メ欣哉、往生ヲ願何クヘ行キ、何クニ可レ留哉、
適難レ受ケ／受テ人身ヲ、嗚呼愚ナル哉、／難行苦行ノ事ヲ得マ、受ノ苦沈淪ノ衆生
ヲ其ノ儘助ケ／御座ス神明権現ノ社内ノ宮中ニ詣テ、万之願ヲ現身ニ叶ヘ、生々
世々奉ニ値遇シ一事ハ、／歡喜踊躍ナルヘシ、此ノ御恩ノ徳者、寐寤起居行ニモ
／止ニモ、忘レ奉ン事可シト有マシカル云、

御水精之記

弘仁十四年記之

永正十一年十二月朔日／至ニ当年六百九十二年

永祿二年八月六日 利長／弘仁十四年 永祿十二年 至テ七百卅九年

天正十二年五月朔日

・國學院大學河野文庫『春日社記類』

「春日水精記」

春日水精記

夫天然靈鷲山ハ。釈迦如来出世成道ノ内証ヲ説キ給ヒ。一
代願満ノ処トシテ。薬師文殊観音地藏等ノ悲願深ク在マス
最勝ノ尊ヲ始トシテ。无数ノ諸仏ノ浄土タリ。大日本国春日山
ハ。五仏垂跡ノ和光ノ靈地トシテ。一切ノ万神。慈悲万行ノ
恵ミヲ擁護シテ。一切衆生ヲ望ノ如ク助給ハントノ御契
約ニヨテ立置レタル靈地也。西方ノ浄土モ十萬億土ナレハ。尋
テ至ランモ遙也。南方無垢ノ土モ。八万余里ノ蒼海ヲ渡ル
是又遠キ境ヒ也。然ニ此春日山ハ无厭苦欣寂究竟安□
ノ利土タリ。忝モ法性安樂ノ仏界ヲ去リテ。一惑未断ノ凡
穢ノ樹下ニ。社壇ヲ顕シテ。立所ニ本有ノ都ヲ拜マセ玉ヘリ。

又三笠山ト名ル故如何トナレハ。凡夫ノ三毒三惡趣ソノ俣
 隠シテ。只本覺ノ姿ナガラ。御助ニ預ル内証タリ。笠ハ物ヲ
 隠ス得益ナレハ。然云。サレハ当山ニ詣シテ。鳥居ノ内ヲ踏タラ
 ン者ハ。再ヒ三惡趣ニ歸サルヘカラズ。三毒モ即滅シ。惡趣ニ
 モ歸サレズンハ。凡夫ナガラ和光同塵ノ惠ミニアタツテ。現
 身ヨリ成仏ヲ得。五社本地釈迦如來ノ内証利生ニ預ラハ。
 天上ニ昇リ。王宮ノ住居ヲ得ヘシ。藥師如來ノ利益ヲ蒙
 テハ。無病快樂ニシテ。壽命無量ナルヘシ。地藏ノ利生ニ
 依テハ。万ノ人ヲ善ノ道ニ引入スル益ヲ施スヘシ。觀音ノ利
 物ニ預ラハ福聚無量ナルヘシ。文殊ノ利生ニ依ラハ惡道ニ
 入ザル心ヲモツ智恵自ラ有ヘシ。カ、ル親リナル凡夫ノ淨土ヘ
 參ラズシテ。何ソ神國ノ外ニ。淨土ヲ願ンヤ。往生ヲ願フトテ。
 何クヘ行キ。何ニ留ルヘキヤ。又イツヲ期スベケンヤ。適受□
 キ人身ヲ受テ。嗚呼愚ナル哉。難行苦行コトヲヘテ。受
 苦沈淪ノ衆生ヲ其俣助ケ在マス神明權現ノ社内宮
 中ニ詣テ。万ノ望ヲ現身ニ叶ヘ。生々世々達明神ニ值遇
 シ奉ン事ハ。歡喜踊躍ナルヘシ。此御恩德ハ寢テモ覺
 テモ立テモ居テモ。行ニモ留ルニモ。忘奉ン事ハ淺マシカルヘシ

本云 弘仁十四年書也

春日權現驗記伝写ノ之末ニ有本書ス之ヲ故記ス

同「春日社本迹御影記」

春日社本迹御影記并衆徒家記拔書

一乘院宮春日本地垂之画像記

「トビラ」

第一重

（拝見者ノ上ニテ左右ヲ記スルナリ）
 右ノ方ニ坐像ノ釈迦 右手胸前ニ華
 中央ニ俗形、黒色衣冠、乗筋、向レ左ニ、武雷槌命
 左ノ方ニ坐像六臂ノ不空羅索

本地有ニ釈迦・不空羅索ノ両説一

上ノ左右手合掌、次中ノ右ノ手執錫、左ノ手蓮ニ茎葉一支ヲ執、
 下ノ左、右ノ手伸テ向レ外ニ置ニ両膝ニ、

次第二重

本地尊ハ威坐像 垂迹ノ神威立像
 不動尊 手力雄、以ニ団扇ヲ覆レ面ヲ

〔廿二社注式ニハ大宮四

殿ニ云内殿〕

藥師 右手指伸テ胸前ニテ向レ外
 左手膝ノ上ニテ持ニ藥壺
 水屋、右ノ手握鉾、左ノ手押ス腰

聖觀音 左ノ手持ニ未敷蓮
 右ノ手開ニ未敷蓮勢

廿二社注式ニ云ニ聖觀音
 故ニ記ニ聖觀音
 今此繪ノ札ハ字形不レ見

五髻文殊 左ノ手持ニ梵篋
 右ノ手握ニ利劍
 若宮童子ノ姿 合掌

地藏 左手持ニ宝珠
 右手五指伸テ捧
 三ノ宮 僧形、著七條両、手
 兩ノ袂ノ裏ニ裏

藥師 右手伸テ垂ニ覆フ膝
 左手擎テ伸ニ三指
 二ノ宮 黒色衣冠持レ笏
 向レ外ニ、大頭捻ス

十一面觀音

右手五指伸^テ膝ノ上ニテ向^レ外ニ

左ノ手屈シテ四指一小指伸^テ向^レ外ニ

但二臂ナリ、又坐像ナリ、

非^ニ持^レ錫、長谷寺ノ像ニハ

髮垂

花鬘

上ニ覆

女ノ形

弥勒

左手伸^ニ五指^ニ向^レ内ニ

右手伸^ニ五指^ニ向^レ外

三十八所

黒衣冠

持^レ笏

虚空蔵

合掌

紀社

赤衣ハウ冠

持^レ笏

毘沙門

左^ニ捧^ニ宝塔^一

左^ニ握^ニ利劍^一

枝本翁

枝ノ木杖押^ス

冠^ニ頭巾^一

但第一殿^ト若宮^ト二殿^{ニハ}本地尊二^ヲ躰^ヲ図スルナリ
余ノ三殿^ハ本地尊一^{ナリ}

小社之傍^ニ記セル神号

大宮ノ東面^{ニテ}、南ノ端^{ニ在}ス

△手力男神

△次^キ北、飛来天神

△次^キ北、八龍神

△次^キ北^{ニテ}南^{ニ向}、海本神

△次^キ西^{ニテ}、佐軍神

△次^キ西ノ相本神

△椿本神^{号角}

△次^キ北西^{ニハ}忠隆金剛童子^{ト云}、

社記及改正共^ニ云^ニ多賀神社^ト

〔春夜記并^ニ註式^ニ云^ニ忠隆金剛童子^一〕

△次南、第四殿ノ西、風ノ宮

△神宮寺

△次南、穴栗

△水屋

△般^{（船カ）}戸

△若宮瑞籬ノ内、南方ノ小社、手力雄

△若宮瑞籬ノ外、北方三小社ノ内、南ノ社書^ス

△次北ノ中ノ社書^{セリ}梯^ト

△次北ノ端ノ社書^{セリ}一童^一

〔社記^{ニハ}斥^ニ懸橋^ニ云^ニ葛木^一、改正^{ニハ}用^ニ懸橋^ニ名^ヲ為^ニ天ノ衣織女ノ神^一、大^ニ異〕

△若宮瑞籬ノ外、南方ノ小社、手力雄

△南ナル社書^ス兵士三上^ト

△次南卅八所計リ書^{シテ}神号ナシ

△卅八所ノ次南、佐良氣

△次南、紀御社

以上大宮・若宮ノ五社并小社ノ絵図有^ル分ヲ挙ル也

小社ノ内不^レ書^ニ神号^一又一向社計リ図シテ社号モ書サルモ

アリ、即神宮寺ヲ除テ都合廿九ノ小社アリ

〔住吉 第四殿ノ坤也〕

△次南、幸柳

△次南、穴栗

△般^{（船カ）}戸

△榎本

△北方小社^{アルトモ}神号ナシ

〔瑞籬ノ内〕

〔注式^{ニハ}云^ニ太玉命^一〕

〔下神^一〕

〔一童^一〕

〔南宮^ト〕

〔依^ニ改正^ニ若宮ノ南ナル故南宮ト云ト〕

〔見ヘタリ、改正ヲ正トスヘキカ〕

〔而^ニ註式社記ノ中、若宮ノ北ナル三小社ノ中社ヲ南宮トスルハ不可也〕